⑵　流　　動　　資　　産

科　目	項	備　　考
（略）	（略）	（略）
雑流動資産		上記の各科目に該当しない流動資産を整理する。
	（略）	（略）
	非化石証書	非化石証書（非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するものをいう。）の取得額及び非化石証書関連振替額として、営業費用から振り替えた金額を整理する。
	（略）	（略）
（略）		

⑷　固　　定　　負　　債

科　目	項	備　　考
（略）		（略）
長期未払債務		物品代の延払い、下流増負担金の未払分その他営業取引又は建設に係る金銭債務（社債、借入金及び買掛金を除く。）で期限が１年を超えた後に到来するものを種類別に整理する。関係会社に対するものを除く。
長期未払法人税等		期限が１年を超えた後に到来する法人税等（国際最低課税額（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税その他の当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「国際最低課税額に対する法人税等」という。）を含む。）で未納付のものを整理する。
未払使用済燃料再処理等拠出金		原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）附則第七条第一項の規定による拠出金の未払分を整理する。
（略）	（略）	（略）

⑵　流　　動　　資　　産

科　目	項	備　　考
（略）	（略）	（略）
雑流動資産		上記の各科目に該当しない流動資産を整理する。
	（略）	（略）
	非化石証書	非化石証書（非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するものをいう。）の取得額及び非化石証書関連振替額として、営業費用から振り替えた金額を整理する。
	（略）	（略）
（略）		

⑷　固　　定　　負　　債

科　目	項	備　　考
（略）		（略）
長期未払債務		物品代の延払い、下流増負担金の未払分その他営業取引又は建設に係る金銭債務（社債、借入金及び買掛金を除く。）で期限が１年を超えた後に到来するものを種類別に整理する。関係会社に対するものを除く。
（新設）		（新設）
未払使用済燃料再処理等拠出金		原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第40号）附則第７条第１項の規定による拠出金の未払分を整理する。
（略）	（略）	（略）